

公益財団法人 全日本空手道連盟

通報・相談窓口規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本空手道連盟(以下「本連盟」という。)倫理規程に基づき、連盟規約や倫理規程等の諸規程または法令等に抵触する可能性のある事案に関する通報もしくは相談に対する適正な対応をするための通報・相談窓口に関すること定め、不正行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

(通報・相談窓口)

第2条 本連盟は通報・相談窓口を倫理委員会の下に置き、その事務は総務課が担当するものとし、原則として男性1名、女性1名、合計2名の事務局職員が所掌する。

2. 通報・相談窓口の受付を以下の通り設置する。

<通報・相談窓口>	
面会・書面	
〒135-8538 東京都江東区辰巳1-1-20	
(公財)全日本空手道連盟内 通報・相談窓口係	
FAX	03-5534-1952
Eメール	soudan@jkf.jp

3. 通報・相談窓口を利用する場合は、面会、書面、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法により受け付けるものとし、匿名による事案は受け付けないものとする。また、利用方法はホームページ等に掲載し、その周知を図るものとする。

(利用の範囲)

第3条 通報・相談窓口を利用できる者は、以下のとおりとする。

- (1) 本連盟の会員
- (2) 本連盟の役員・評議員
- (3) 本連盟職員
- (4) 前3号の関係者

ただし、「関係者」とは前3項の家族、代理人、所属団体の仲間や職員等を指す。

(不当な利用の禁止)

第4条 通報・相談は、本連盟の登録者等、および本連盟ならびに本連盟の加盟団体の役職員等における不正行為等が存在し、または存在すると合理的に信ずる場合のみに行うものとし、個人的利益のみを図る目的、私怨または誹謗、中傷を目的とした通報・相談は行ってはならない。

(本連盟の対応)

第5条 通報・相談窓口に通報・相談されたすべての事案は倫理委員長に報告され、倫理委員長は必要に応じて担当常任理事または専務理事と協議し特別対策委員会を設けて対応を指示するものとする。

2. 前項の場合において、倫理委員長が本連盟理事の場合には本連盟理事でない倫理委員が同様の対応を行うものとする。

3. 通報・相談窓口を利用した者(以下、「相談者」という。)の連絡先が確保できないこと等によって、前項に規定する業務の遂行に著しい障害を来たす場合においては、本連盟は、当該事案に対応することを要しないものとする。

(協力義務)

第6条 当該事案の対象とされた個人や団体等は、その対象とされた事実内容の調査に際して協力を求められた場合には、特別対策委員会等による調査に協力しなければならないものとする。

(通報者への報告)

第7条 担当常任理事は必要に応じて、相談者に対応方針および対応結果を報告するものとする。

(通報者の保護)

第8条 本連盟は、通報・相談窓口を利用したことを理由として、相談者に対して不利益な取扱いを行わない。また、加盟団体・協力団体に対しても同様に相談者に対して不利益な取扱いを行わないよう、適切な措置を講じさせるよう努めるものとする。

2. 相談者に対して不利益となる取り扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、倫理規程に基づいて処分することができる。

3. 本規程で定める通報事案に関与した全ての者は、調査対応において必要な場合を除き、相談者の氏名等個人の特定されうる情報、通報事項および調査内容を他に一切開示してはならない。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

ただし、理事会に付議するいとまのないときは、倫理委員会がこれを決定することができる。

2. 前項の場合は、直次の理事会に報告し、その承認を得なければならない。

(本規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議により行なうことができる。

附則

1. この規程は、平成29年5月13日から施行する。

2. この規程は、令和元年6月8日から施行する。

3. この規程は、令和2年5月26日から施行する。